



暖かい心 広い視野 行動力 『県民ひろば号外』

もりちゃん通信

大分県議会議員 守永信幸活動報告

発行責任者
大分県議会・県民クラブ
守永 信幸
〒870-0022
大分市大手町3-1-1
TEL 097-506-5088
FAX 097-538-0136

総選挙後、国政はどう変わるか ～野党の戦略で国民の暮らしに笑顔を～

第50回衆議院議員総選挙が10月27日投開票で行われました。ご支援頂いた皆様へ感謝申し上げますとともに、様々な立場の方々から貴重な意見をお寄せ頂きました。心からお礼を申し上げます。

今回の総選挙では、政権与党の裏金問題についての対応が国民の不信を招き争点の一つとなりました。国民の暮らしを支える政治のあり方について審判を下す有権者が増えるだろうと考えていましたが、大分県の投票率は前回は1.84ポイント下回る55.42%でした。

開票結果としては与党が過半数割れとなり、野党が団結すれば様々な議案に対して修正を加えることも可能な状況となりました。与党はこれまでの様に数の力だけで議案を押し通すことはできなくなりました。野党の一部を取り込むとしても、国民に丁寧かつ合理的な説明が無ければ賛成を得ることはできないでしょう。与党が野党に向けてしっかりと説明をして国民の理解を深めることが国会の本来の姿だと考えます。今後の与野党の論戦に注目しなければなりません。

与党が不安定な状況を打破するために、状況が整えば早急に解散総選挙を決することも考えられます。私たち有権者が、議論を監視し一人でも多くの国民が笑顔で暮らせる社会づくりに向けて舵を切らせるよう仕向けなければなりません。

‘24年第3回定例県議会で一般質問に

さて衆議院議員選挙の取り組みで第3回定例県議会の報告が遅れてしまいましたが、本議会で、私は一般質問に立たせて頂きました。今回は、①若年者の移住・定住の促進、②魅力ある景観の保全・形成、③児童虐待の防止、④主要農作物の種子の安定供給、⑤地域公共交通の維



▲対面演壇から質問する守永

持、⑥交差点通行時における交通規則の周知、⑦旧優生保護法に対する大分県の見解などについて質問しました。

大分県に限らず地方では若者の地域外への流出が激しく、高齢化の進展も相伴って地域コミュニティの維持が困難となっています。特に年金の受給開始年齢の引き上げが進み、65歳まで働き続ける方が増えたことにより地域では、自治委員をはじめとする地域の役員の世代交代が難しくなっています。人口減少により地域に残る人員も少なくなっていることも併せて、役員の高齢化が進んでいます。

このような状況から抜けだし、地域コミュニティの持続性を保持するには若者の移住・定住を進めることが必要です。そのためには魅力ある地域づくりに取り組み、若者の就労の場も確保しなければなりません。中央集権的な発想ではなく、地方を重視しどこに住んでいても笑顔で暮らせる社会づくりをしなければなりません。

旧優生保護法被害者への県の見解

旧優生保護法によって強制的に不妊手術をされた方々への国家賠償責任が最高裁判所判決で認められました。しかも20年の除斥期間を認めないとしています。国が、この最高裁判決を受け、具体的に動くことを想定して、遅れを取らずに県としての準備を進めることが必要と考えます。大分県には663人もの強制不妊手術を受けた被害者がいました。一人でも多くの方に国家賠償が行き届くよう、最高裁判決を踏まえての県の見解を質問しました。

一般質問について

1頁にも触れましたが、私の一般質問のいくつかについて、その後の取り組み等も含めて、触れさせていただきます。ここに触れなかった課題については、県議会のホームページで議事録や中継録画をご覧ください。

1) 児童虐待の防止について

児童虐待は、未来を担う子どもたちの心に大きな傷跡を残し、心身の健全な成長を阻害するだけでなく、保護者本人も自責の念にかられるケースも多いとされており、社会的に防いでいくことが必要です。

中央児童相談所は、大分県のうち中津市、日田市、豊後高田市及び宇佐市の四市を除いた地域を担当し、総人口は約87万5千人に及びます。2022年4月に中央児童相談所城崎分室を設置し大分市に関する案件は、城崎分室が担当することとなり、現場では大分市との連携もスムーズに運営されているようです。

今年度は子どもたちの生活実態調査が行われました。児童虐待の現状とヤング・ケアラーなど子どもたちの状況を把握・分析し、児童虐待防止施策の強化に繋げて頂きたい。

児童虐待の防止にどの様に取り組むのか佐藤知事の考えを伺いました。

【佐藤知事答弁】 全ての子どもには、適切な養育を受け、健やかな成長・発達を通じて自立が図られる権利があり、これを脅かす児童虐待を防止することは、社会全体で取り組むべき重要な課題。

昨年度の児童相談所での相談対応件数は1,852件と、3年連続で過去最多を更新する深

刻な状況。子どもの生命と安全確保を最優先に、次の2点に力を入れる。

①児童相談所の体制強化・・・この3年間で児童福祉司19名、児童心理司12名を増員したほか、今年度から精神科等の嘱託医の相談体制を拡充するとともに、一時保護施設の個室化など、施設の充実も図っている。更に、関係機関からの休日夜間の緊急連絡にも素早く対応できるように、ICT機器の活用などの検討も進めている。

②市町村との連携強化・・・全市町村で要保護児童対策地域協議会を毎月開催し、関係者による対象児童の情報共有を図り、きめ細かな支援につなげている。とりわけ、城崎分室と同居する大分市中央子ども家庭支援センターとは、日常からの情報共有がより緊密となり、事案発生時の迅速かつ円滑な保護や支援につながった事例も増えてきている。

設置3年目を迎えた城崎分室では、引き続き県内対応件数の約半数を占める大分市との密接な連携のもと、児童虐待の防止に力を合わせていく。

7月に実施したヤングケアラー実態調査では、約85%の児童生徒から回答を頂いた。現在(9月13日現在)、内容を精査中だが、親のネグレクトを原因としたヤングケアラーの存在も把握できたため、虐待防止の観点からも、分析結果を次年度以降の対策につなげる。この調査結果については、出来る限り早く公表したい。

※調査結果は、「大分県こどもの生活実態調査報告書」として2024年10月31日に公表されています。

2) 種子の安定供給について

2018年4月に主要農作物種子法が廃止されました。米・麦類・大豆と言った主要農作物の種子を安定供給し優良品種の普及、安定生産に国や地方自治体が責任をもって対処する具体的な法的根拠がなくなったこととなります。

種子法が廃止されて以降、全国的に種子条例を作ってきた県が33道県に至っています。

大分県は廃止以降、「大分県主要農作物種子制

度基本要綱」を制定し、要綱に従って種子生産に励んでいます。

私は、県民の食料を確保し、生存権を守る責任を果たすために、大分県も種子条例を制定すべきではないかと思い、県として種子の安定供給にどの様に取り組んでいくのか農林水産部長に伺いました。

【農林水産部長答弁】 大分県では「おおいたの食と農林水産振興条例(2009年4月1日施行)」

や現行の大分県農林水産業振興計画等により、種子の安定供給体制を整えている。これにより、優良な品種を決定する試験や原種等の生産、種子の審査などを確実に実施し、生産者に優良種子をしっかりと届けている。

また、高温に強い水稻「なつほのか」への品種変更や、焼耐用の大麦「ニシノホシ」の生産拡大、実需が求める大豆「ちくしB5号」の導入など、情勢の変化にも対応している。

さらに今年度は種子の基となる原原種を長期間保管できる低温貯蔵施設を整備し、種子の安定供給体制の強化も進めている。今定例会に提案している、新たな農林水産業振興計画案の中にも、優良な種子の安定供給体制の確保を明記しており、引き続きしっかりと取り組んでいく。

今後も、県内の生産者が安心して栽培を続けられるよう、大分県主要農作物改善協会をはじめ関係機関と連携し、優良種子の安定的かつ継続的な生産と供給を進める。

【守永から意見】 種子法には、主要農作物の優良な種子の生産及び普及を促進するため、種子の生産についてはほ場審査その他助成の措置を行うことを目的とするとまで書かれていました。

3) 旧優生保護法について

旧優生保護法は1948年当時の国会において全会一致で可決され、1996年まで存在しました。世界的には1907年に米国インディアナ州で優生思想に基づく断種法が制定されて以降世界各国で国民の保護や子孫のためとして法律が制定され続けました。

去る7月3日に最高裁判所大法廷は、旧優生保護法に基づいて実施された強制不妊手術に関する国家賠償請求訴訟5件の上告審で、国の責任を認め、国に対して被害者への損害賠償の支



▲最高裁判決報告会に大分からオンライン参加



▲水稻「なつほのか」の原種圃

今の大分県での種子の生産体制を支える取り決めには、その姿勢について明らかに表現されたものはありません。

基本要綱で、主要農作物の種子の安定供給について実務的な取り扱いが定められていますが、県として責任を持つことを掲げて県民に示すことが必要だと考えます。

「おおいたの食と農林水産業振興条例」では、基本施策として具体的に14施策を掲げていますが、種子の安定生産に責任を持つという施策は掲げられていません。この条例を主要農作物の種子生産の根拠とするのであれば、種子条例に関わる項目を加えて改定するなどの対応を検討頂くよう要請しました。

払を命じました。この大法廷判決は、除斥期間の経過により国が損害賠償責任を免れることは、著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができないと断言しています。即ち、全ての被害者が救済されるべきと論じていると考えられます。

この最高裁判所大法廷の判決を踏まえて、国が具体的にどのような支援策を講じるかはまだ判然としていませんが（9月13日現在）、大事なことは一人でも多くの方々に救済の手を差し伸べる姿勢を示すことだと考えます。そこで、旧優生保護法に関し、県内における被害者からの相談状況及び今回の最高裁判決に対する県の見解について福祉保健部長に伺いました。

【福祉保健部長答弁】2019年4月の一時金支給制度の開始当初から専用の相談電話や窓口を庁舎内に設置し、広く周知に努めてきた。その結果、これまでの相談件数は7月3日の最高裁判決以降の16件を含み9月1日時点で497件と全国的には多い状況。

旧優生保護法下で、子どもを持つ権利を奪われた当事者の方々のお気持ちを考えると大変心が痛む。国においては、最高裁判決後の7月17日に総理が原告団等と面会し、時間を限らず丁寧に意見をお聴きした上で、新たな補償の仕組みや、被害を受けた方々への周知のあり方等の検討に着手したと承知。県としては、今後の国の動向を注視し、新たな動きがあった際は、迅速適切に対応して、被害を受けた方々の1日も早い救済に努める。



▲9月30日大分地裁で和解成立後の報告集会

【守永】現時点では、大分県が把握できている方々が、どの様に暮らしているのかさえ把握できていません。強制的に手術を受けた方々が、そのことを周囲に知られたくないと今でも考えているのかどうかも判らないまま、本人の申告だけに頼ってはいは、十分な救済は出来ないと考えます。もしも苦しい生活を強いられ、支えてくれる家族もいない状況にあった時、余生を笑顔で暮らせるように整える義務が私たちにあるのではないのでしょうか。リストにある方々は高齢になられているでしょうから、迅速に対応できるよう準備を進めるとともに、誤解を払拭する取り組みや個別に対応できる準備を強くお願いしておきます。最後に、この件について知事の思いを伺いました。

【佐藤知事答弁】子どもを持つ権利を奪われて、心身に多大な苦痛を受けてこられた当事者の

方々のお気持ちを考えますと、大変心が痛むものでございます。国の真摯な対応と速やかな対策によりまして、被害を受けた方々の一日も早い救済と、尊厳の回復を望みたいと思います。



▲旧優生保護法被害者への思いを語る知事

旧優生保護法を巡る県の取り組み

個別に通知の方針

旧優生保護法を巡って、不妊手術を強制された被害者本人に1500万円、配偶者に500万円を支給するなど、新たな補償を行うことを盛り込んだ法案が、10月8日に臨時国会で成立しました。それを受けて、大分県はこれまでプライバシーに配慮して控えていた補償対象者への個別通知を実施するための調査に着手することを10月11日に発表しました。

市町村と連携して速やかに被害者に情報伝達されるように取り組んで頂きたい。

併せて、名簿がない多くの被害者を把握するために、関連病院や施設、ご家族等にどの様に情報を届けるかが課題ともなります。電話相談の専用窓口の活用など様々な工夫が求められます。

電話相談専用番号
097-506-2760

優生思想をなくす取り組み

被害者救済と併せて、優生思想の問題点や一人一人が尊重される社会の実現に向けての広報活動が大切です。今回の法律上でも二度と繰り返されることのないよう講ずべき措置についての検証及び検討を行うとされており、国からの報告を踏まえて積極的に広報・周知を展開するよう求めて参ります。

お知らせ

- ◇常任委員会は「総務企画委員会」に所属。また、議会選出の監査委員ともなりました。
- ◇行政や暮らしの相談をお受けしています。お気軽にご連絡下さい。
- ◇グループでの集まりなどに、お声がけ頂ければ、日程を調整の上、参加させていただきます。
- ◇守永信幸後援会の会員を随時募集しています。年会費3千円です。

連絡先: 097-532-4919
FAX: 097-534-6598

編集後記

第50回衆議院議員総選挙で与党は過半数割れとなった。国民の裏金問題に対する審判だと考えられる。▶それでは大分県下の開票結果は、どの様に判断すべきなのだろう。裏金問題を意識しながらも与党に近い議員の勝利。政権政党への期待が滲み出てきた結果なのかもしれない。▶過半数割れ政権政党と野党との議論をしっかりと国民の皆様に見て頂かなければならない。